



一般社団法人
全国清涼飲料連合会

第3回個別品目ごとの表示ルール 見直し分科会ヒアリング資料 ＝炭酸飲料に関する見直し＝

22/July/2024

一般社団法人 全国清涼飲料連合会

技術部

日下部亮〇、横尾

- **序論：** 一般社団法人全国清涼飲料連合会のご紹介
清涼飲料業界の現状
清涼飲料水と炭酸飲料の生産状況
- **本論：** 炭酸飲料の製造方法
炭酸飲料に関する法規
炭酸飲料の食品表示基準別表紹介と今回の見直し等の要望点
- **まとめ：** 炭酸飲料の食品表示基準別表の見直しの要望まとめ

序論： 全国清涼飲料連合会のご紹介



一般社団法人全国清涼飲料連合会（略称：全清飲）

清涼飲料水製造企業の会員企業ならびに関連する業界の賛助会員で構成。前身母体の全国清涼飲料水同業組合の時代から数えると100年以上の歴史をもつ清涼飲料水の業界団体です。

68会員

組合会員

（中小清涼飲料製造
・販売業者）

19会員 **146**社

230社

企業会員

（清涼飲料製造
・販売業者）

49会員 **84**社

賛助会員

（関係業者等）

148社

専門委員会

広報委員会

広報に関する事項

PET100%有効利用委員会

使用済みPETの100%有効利用のための取り組みに関する事項

企画委員会

環境対策、物流に関する事項など

技術委員会

技術に関する事項 飲料の表示に関する事項

自販機委員会

自動販売機に関する事項

中小企業委員会

中小企業に関する事項

部会・研究会等

ソフト・ドリンク技術資料編集委員会

刊行物「ソフト・ドリンク技術資料」の編集に関する事項

お客様コミュニケーション研究会

お客様対応の品質向上に関する事項

→清涼飲料業界の大半の大手企業・中小企業の計200社以上が参画している全清飲。
その中の技術委員会にて本件議論してまいりました。

序論： 清涼飲料業界の現状

ペットボトルリサイクルの現状とは？

出典：PETボトルリサイクル推進協議会

有効利用率 **98.8%**

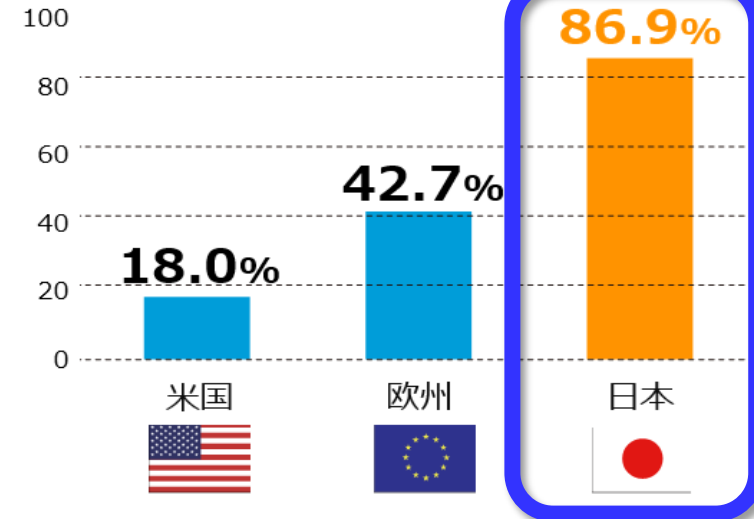
リサイクル率 **86.9%**

回転率 **94.4%**



ボトルtoボトルの
比率も29%まで実現！

■ 米国・欧州諸国・日本のペット
ボトルリサイクル率（2022年）



日本は世界と比較して
トップレベルの回収率を誇ります！

→日本の清涼飲料のペットボトルの有効利用率・リサイクル率は、
世界トップレベルである。

序論： 清涼飲料水の生産状況

子供から大人まで、毎日1本を消費しています

1日あたりの1人消費量

512ml

1日あたりの生産金額

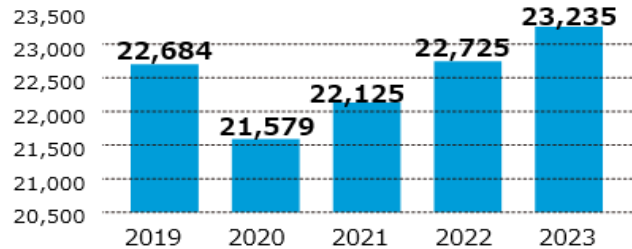
約122億円

総生産量

23,235千kl

(前年比102.2%)

■ 総生産量の推移 (2019年～2023年)

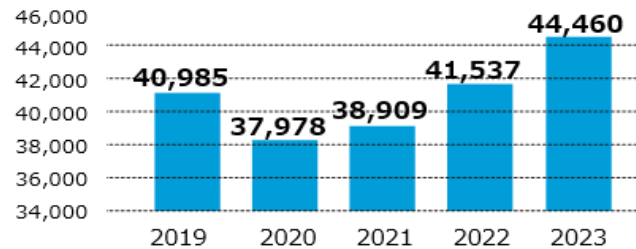


総生産量

4兆4,460億円

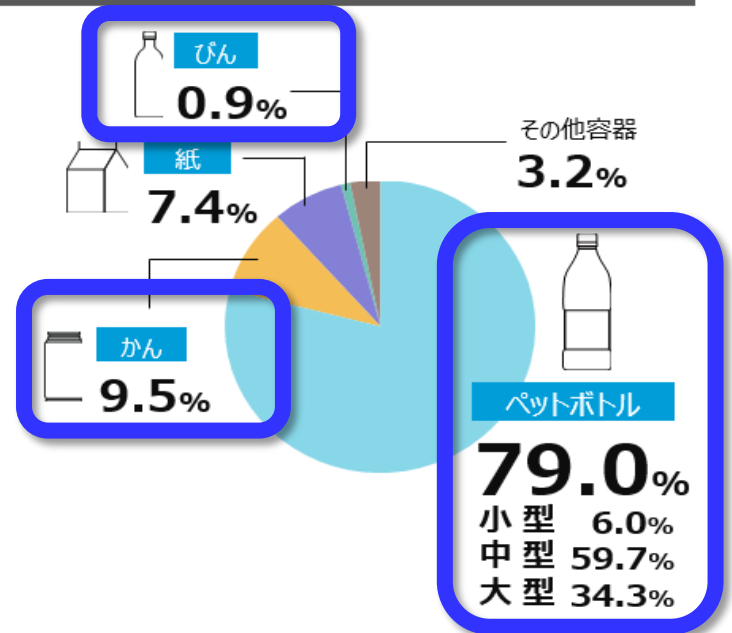
(前年比107%)

■ 生産者販売金額の推移 (2019年～2023年)



総生産量・生産者販売金額ともに、
過去最高を記録

容器別生産シェア (2023年)

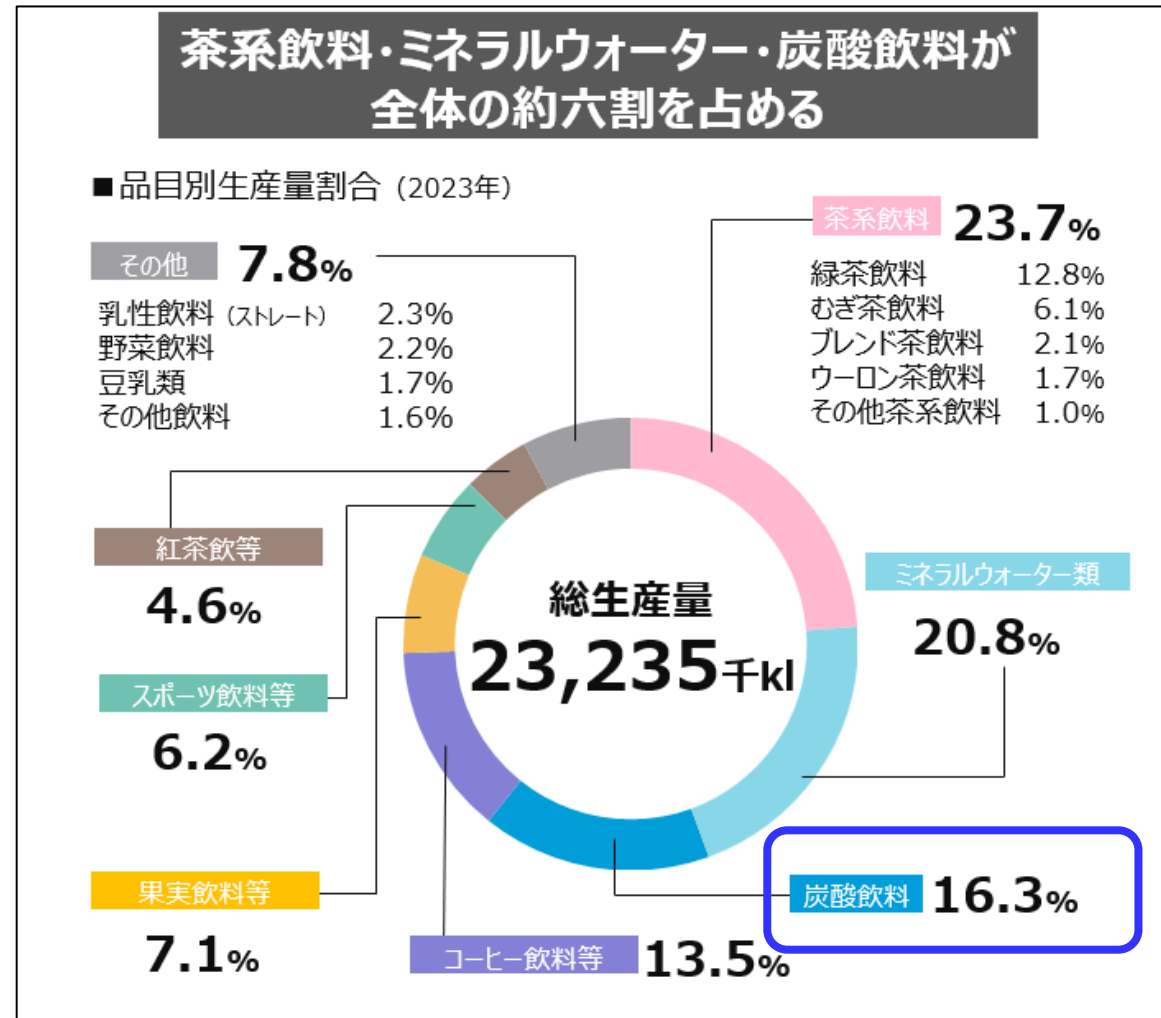


全体の生産量の内
約8割がペットボトル

→日本の清涼飲料の総生産量は、約20億ケースである。
(後述の炭酸飲料は、ペット・缶・びん容器となる。)

約20億ケース
(1C/S=500ml×24本)

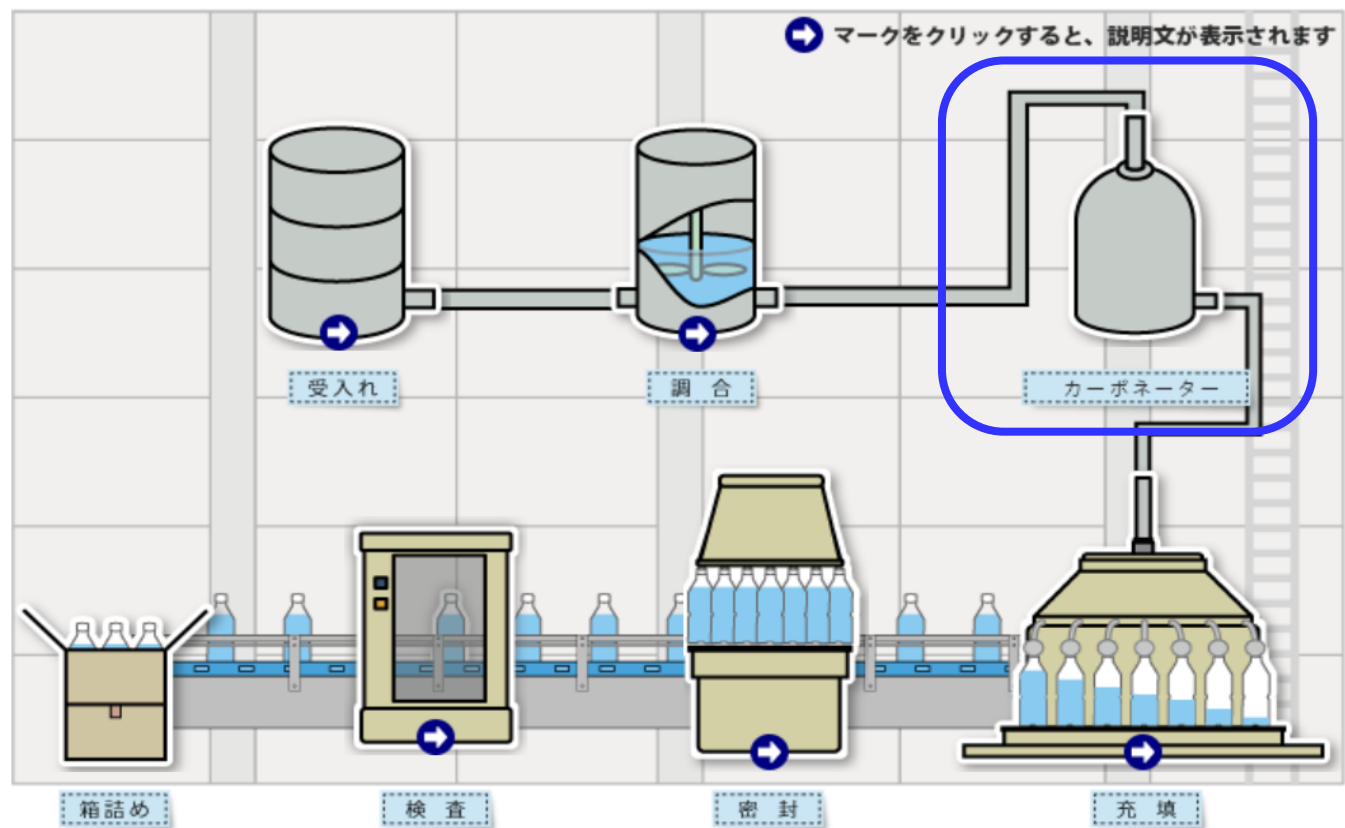
序論： 清涼飲料水と炭酸飲料の生産状況



→炭酸飲料は、日本の清涼飲料の総生産量の、約16.3%を占める、茶・ミネラルウォーター類に次ぐ、第三位のカテゴリーである。

本論： 炭酸飲料の製造方法

炭酸飲料は、高圧下で中身液に炭酸ガスを溶解させます。それをカーボネーション（炭酸ガス圧入溶解）といいます。温度が低いほど炭酸ガスが液体に吸収されやすくなるので、一般的には液体を10℃以下に冷却して圧入します。



→炭酸飲料は、高圧・冷却下で、中身液に炭酸ガスを溶解してつくられる。

本論： 炭酸飲料に関する法規（食品表示基準と日本農林規格）

規約 1.
食品表示基準

規約 2.
日本農林規格、JAS

規約 3.
食品衛生法

炭酸飲料



規約 1： 食品表示基準
食品表示法の規定に基づき消費者が食品を選択するため、
安全に摂取するために表示すべき情報を定めた基準

- 日本農林規格（JAS）（炭酸飲料）：
品質の基準として、製品の色や香味を担保するための指標として「性状」、気泡から得られる爽快感を担保するための指標として「ガス内圧力」が規定されており、その測定方法が規定されている。
- 食品衛生法：
飲食による健康被害の発生を防止するための法律が定められている。

本論： 炭酸飲料の日本農林規格（JAS）

格付実績の推移（炭酸飲料）

（単位：kl）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 水に二酸化炭素を圧入したもの	21,502	16,778	13,943	19,142	18,782
	2%	2%	1%	2%	2%
2 果汁、果実ピューレー、乳又は乳製品を加えたもの	300,642	304,353	258,237	247,464	195,499
	26%	27%	25%	24%	19%
3 果実又は、果汁を印象づける色及び香りを付けたもの	160	104	96	116	154
	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.02%
4 2 及び 3 以外のもの	844,509	812,258	752,710	738,846	775,439
	72%	71%	73%	72%	76%
合計	1,166,813	1,133,493	1,024,986	1,005,568	989,874
格付率	29%	30%	27%	27%	26%

→炭酸飲料のJAS格付率は、約 30%である。

本論：炭酸飲料の食品表示基準別表の紹介と今回の見直し等の要望点



別表第3

炭酸飲料	炭酸飲料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、この表に規定する果実飲料を除く。 一 水に二酸化炭素を圧入したもの 二 一に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの
	フレーバリング	この表の中欄に掲げる炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 一 香料 二 果汁又は果実ピューレー 三 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらの抽出物 四 乳又は乳製品

別表第4

炭酸飲料	名称	「炭酸飲料」と表示する。ただし、炭酸飲料であることが明らかに識別できる他の適切な名称を表示することができる。
	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一 「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「高果糖液糖」、「オレンジ果汁」、「乳酸菌飲料」等、その最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。 二 印刷瓶詰の炭酸飲料でその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶詰炭酸飲料」という。）以外の炭酸飲料について、表示する砂糖類の名称が2種類以上となる場合は、一の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と多いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。 三 印刷瓶詰炭酸飲料の場合には、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」及び「高果糖液糖」にあっては「液糖」と、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」及び「砂糖・高果糖液糖」にあっては「砂糖・液糖」と表示することができる。 四 原材料及び添加物として水及び二酸化炭素以外のものを使用している炭酸飲料にあっては、水の表示は、省略することができる。

別表第22

炭酸飲料	「純正」、「ピューアー」その他純粋であることを示す用語
------	-----------------------------

回答内容

	該当の有無	該当ある場合、 ・現状維持 ・修正 ・廃止 の希望	左欄のいずれを選んだ場合も、その理由がわかる概要を記載願います。 （概要を参考に、別途機会を設けて詳細は聞かせていただきます。）
1 別表第3 食品の定義について	●	廃止	定義が廃止されても、清涼飲料業界への影響は無いと考えられるため。
2 別表第4 個別の表示ルール（名称）について	●	廃止	名称が廃止されても、清涼飲料業界への影響は無いと考えられるため。
3 別表第4 個別の表示ルール（原材料名）について	●	廃止	基本的には廃止を希望いたします。 しかし、左記のルール内の第三項（糖の省略表示の特例）は「炭酸飲料」だけではなく「印刷瓶」全体のルールとなると考えますので、維持の方向でご検討をお願いいたします。
4 別表第4 個別の表示ルール（添加物）について	—		
5 別表第4 個別の表示ルール（内容量）について	—		
6 別表第5 名称の規制	—		
7 別表第19 追加的な表示事項	—		
8 別表第20 表示の様式	—		
9 別表第22 表示禁止事項	●	廃止	表示禁止事項が廃止されても、横断的な表示禁止事項や景品表示法を参考に判断できると考えられるため。

→炭酸飲料には多くの食品表示基準別表の文章が存在する。全清飲・技術委員会で検討し、別表は基本的には廃止を要望（「糖の簡略名表示」は維持）。

本論： 糖の簡略名表示の実例



印刷瓶詰炭酸飲料では、表示可能面積が王冠のふた部分に限られているため、
原材料名等の省略が認められているが、消費者への情報提供の観点から、
糖の簡略名表示を活用して表示をしている。

ルール廃止後も現行の情報提供を継続したいため、糖の簡略名表示の維持を要望する。

本論：炭酸飲料の食品表示基準別表の紹介と今回の見直し等の要望点

回答内容

	該当の有無	該当ある場合、 ・現状維持 ・修正 ・廃止 の希望	左欄のいずれを選んだ場合も、その理由がわかる概要を記載願います。 (概要を参考に、別途機会を設けて詳細は聞かせていただきます。)
1 別表第3 食品の定義について	●	廃止	定義が廃止されても、清涼飲料業界への影響は無いと考えられるため。
2 別表第4 個別の表示ルール（名称）について	●	廃止	名称が廃止されても、清涼飲料業界への影響は無いと考えられるため。
3 別表第4 個別の表示ルール（原材料名）について	●	廃止	基本的には廃止を希望いたします。 しかし、左記のルール内の第三項（糖の省略表示の特例）は「炭酸飲料」だけではなく「印刷瓶」全体のルールとなると考えますので、維持の方向でご検討をお願いいたします。
4 別表第4 個別の表示ルール（添加物）について	—		
5 別表第4 個別の表示ルール（内容量）について	—		
6 別表第5 名称の規制	—		
7 別表第19 追加的な表示事項	—		
8 別表第20 表示の様式	—		
9 別表第22 表示禁止事項	●	廃止	表示禁止事項が廃止されても、横断的な表示禁止事項や景品表示法を参考に判断できると考えられるため。

今回の見直し

【現行文】

・印刷瓶詰炭酸飲料の場合には、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」及び「高果糖液糖」にあつては「液糖」と、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」及び「砂糖・高果糖液糖」にあつては「砂糖・液糖」と表示することができる。

【理由と要望】

・いわゆる王冠のみが表示可能面積となる炭酸飲料について、消費者への情報提供の観点から原材料名を省略せずに、王冠に原材料名を表示する炭酸飲料については、引き続き、何らかの形で廃止前の規定を維持することを要望します。

→上記文言のような
印刷瓶への糖の簡略名表記の維持を要望。

- ## 規約 1.食品表示基準



第3回個別品目ごとの表示ルール 見直し分科会ヒアリング資料 ＝炭酸飲料に関する見直し＝

22/July/2024

一般社団法人 全国清涼飲料連合会

技術部

日下部亮〇、横尾